

学校法人神奈川歯科大学F D・S Dに関する方針

令和3年4月1日制定

学校法人神奈川歯科大学は、健康長寿社会を支えるための幅広い視野と高い専門性を有する教職員のもと、常に教育力の向上、研究活動や社会貢献等諸活動の活性化や質の向上を図るため、以下のとおり教育職員、事務職員等（以下、「教職員」という。）に対するF D・S Dに関する方針を定める。

1. 基本方針

教育職員と事務職員等の業務内容はそれぞれ異なるものの、構成員として求められる基本的事項は共通であることから、教職員に求められる基本的事項を示し、その実現のためのF D・S Dを実施する。

- (1) 教育機関に勤務する者としての自覚をもつとともに、建学の精神、教育理念、3つのポリシー及びアセスメント等に関する理解に努め、それらに基づく姿勢・行動を取りP D C Aサイクルを回すことができる。
- (2) 現状に満足せず、常に業務や組織のあり方を改善・改革していくための創造的提案を行い、実行できる。
- (3) 事業計画、組織目標等の達成に向け、チームワークを重視して業務ができる。
- (4) ステークホルダーである学生や患者に対し、人をシアワセにする医療へ、の精神に則り適切な姿勢・行動をとることができる。

2. F DおよびS Dの考え方

- (1) F D（ファカルティ・ディベロップメント）

主として教育、研究、社会貢献等の内容及び方法の改善を図るために組織的及び個人的な資質向上の取組みをF Dと総称し、神奈川歯科大学歯学部、神奈川歯科大学大学院及び神奈川歯科大学短期大学部の専門性を考慮して実施する。

- (2) S D（スタッフ・ディベロップメント）

主として大学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する諸課題に対応し、適切な教育・研究活動及び効果的な管理運営体制等の改善を図るために組織的及び個人的な資質向上の取組みをS Dと総称し、職種ごとの特性を考慮して実施する。

3. F Dで主として取組むべき内容

- (1) 新任教員の研修に関すること。
- (2) 授業の質改善に関すること。
- (3) カリキュラムの改善に関すること。
- (4) 学生支援に関すること。
- (5) 教育・研究・臨床の倫理に関すること。
ア) コンプライアンスの履行に関すること
イ) 地域連携や社会貢献に関すること
- (6) その他、主として教育職員の資質向上に関すること。

4. S Dで主として取組むべき内容

- (1) 教職員全体を対象とする研修

教職員として必要な一般的あるいは専門的な知識向上・技能習得に資すること。
ア) 3つのポリシー及びアセスメントに基づく大学の取り組みの自己点検・評価や内部質保証に関すること
イ) 教学マネジメントに関わる専門的職員の育成に関すること
ウ) 大学改革に関すること
エ) 学生の厚生補導に関すること

- オ) 業務領域の知見の獲得を目的とするもの（総務、財務、人事、企画、教務等）
- (2) 事務職員のみを対象とする研修
事務職員として必要な一般的あるいは専門的な知識向上・技能習得に資すること。
ア) 総務に関すること
イ) 財務に関すること
ウ) 人事に関すること
エ) 教務に関すること
オ) 広報に関すること
カ) 倫理に関すること
キ) コンプライアンスに関すること
ク) 施設・防災・安全管理に関すること
ケ) その他、主として事務職員の資質向上に関すること
- (3) 各教職員あるいは一部の部署が自発的に行う研修（自己啓発）

5. FD・SDの実施体制

- (1) FD・SDの充実化をはかるためのFD・SD委員会を設置する。
- (2) FD・SD委員会は、本法人の教職員により構成するものとする。ただし、必要に応じて学外から委員を参画させることを妨げない。
- (3) 実施体制等に関する詳細については、別途FD・SD委員会規程により定めるものとする。

附 則

この方針は、2021年4月1日より施行する。